

○財務省告示第百九十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成二十七年五月二
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年六月四日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百三十三回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七條
の法律及びその

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為される入札

五

募
方

入 価 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

六

イ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
I 加 場

六
イ
発
入 価
札 格
発 競
行 争
行 争
額

入 札
発 行
行 争
行 争
額

場であつて、財務大臣が各国債市
を定める参加者による発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り
も。からその応募額を順次割り
当てる。特別参加者ごとの応募
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

額七千万円で二兆二千九百四十八
億七千万円特別会計に関する法律第
う十六條第一項の規定に基づき
四十六條第一項の規定に基づき
発行した割引短期債についで
は、額面金額で一兆八千九百四
十九億円の、財政法第七條第一項、
財 政 融 資 資 金 法 第 九 條 第 一 項 並
びに特別会計に関する法律第八
十 三 條 第 一 項 、 第 九 十 五 條 第 二
十 四 條 第 一 項 、 第 一 〇 五 條 第 二
項、同條第三項、第九條第一項及
第 百 三 十 七 條 第 一 項 の 規 定 に 基
づき発行した政府短期証券につ
いては、行額三億七千万円

十二	ロ					十一	イ					七	ロ													
償還期限	行争入札	争入札	非争入札	者争入札	特争入札	国債市場	入札発行	価格競争	価格競争	価格競争	価格競争	払込金額	行争入札	争入札	非争入札	者争入札	特争入札	国債市場								
平成二十八年五月二十日					額面金額	上金の額	額の金額	額の金額	額の金額	額の金額	平成二十七年五月二十日	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	千円					円	二千五百四十万八千	二千九百五十億五千四百七	面金額で二千五百一十億円	た割引短期国債については、	第一条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 然 だ
二 大 銀 金 金 を と し
十 臣 行 額 支 払 は 、 償
七 か 通 百 円 に つ き 還
年 通 知 を 受 け た 者 期
五 月 二 十 日 平 成 二 十 七 年 五 月 二 十 日